



消費税転嫁対策の取組状況

経済産業省では、平成 26 年 4 月の消費税率 8% への引上げを踏まえ、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、様々な転嫁対策を実施しています。今般、平成 28 年 10 月末までの主な転嫁対策の取組状況を取りまとめました。

中小企業庁では、平成 26 年 4 月以降、公正取引委員会と合同で中小企業・小規模事業者等に対する大規模な書面調査を実施してきました。

こうした書面調査等で得られた情報をもとに立入検査等の調査を行っているところであり、中小企業庁及び公正取引委員会は、平成 28 年 10 月末までの累計で、指導・措置請求を 3,068 件、勧告・公表を 36 件実施しました。

消費税の転嫁状況の月次モニタリング調査（平成 28 年 10 月調査）では、転嫁状況について、事業者間取引においては「全て転嫁できている」と回答した事業者が 7～8 割、「全く転嫁できていない」と回答した事業者は 3～5% となっています。

引き続き、転嫁状況の監視・消費税転嫁対策特別措置法*に基づく取締りなどを通じ、転嫁拒否行為の未然防止を図るとともに、同法の違反行為に対しては厳格に対処していきます。

*消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法です。

取組状況の概要《広報・相談対応の取組》

- 消費税転嫁対策に関する分かり易い手引きおよびマニュアル・パンフレットを作成し、中小企業団体や国が認定する支援機関を通じて、全国の事業者へ配布しました（約 160 万部を配布済）。
- 中小企業 4 団体において、2,324 箇所の相談窓口を設けて相談対応を実施しました（平成 28 年 10 月末までに約 183 万件の相談対応を実施）。
- 中小企業団体や国が認定する支援機関において、転嫁対策に関する講習会等（平成 28 年 10 月末までに約 2 万 1 千回実施、約 50 万人が参加）を行いました。

中小企業庁では、WEB 上に情報セキュリティにも十分に配慮した申告情報受付窓口を設置しています。消費税の転嫁に関するご相談の際にご利用下さい。なお、これまで通り、電話でのご相談も受け付けています。

- 「**申告情報受付窓口**」 URL <https://www.shinkoku.go.jp/shinkoku/>
※ 「申告情報受付窓口」は 365 日 24 時間受け付けております（匿名可）。

- 「**電話相談受付**」 TEL03 3501 1502, ~ 3 平日 9:30 ~ 18:15（土、日、祝休）

ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shouhizeitenka.htm>

【問い合わせ先】 経済産業省 中小企業庁 消費税転嫁対策室（担当：山崎、宗田）